

転入生の教科書について

平素より当校の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年度途中等で転入となりました児童・生徒の教科書につきまして、ご連絡申し上げます。当校では、以下の事由より、教科書の無償配布を行っておりません。

教科書無償配布は、学校に対して交付するものではなく、児童・生徒に対して無償配布するという趣旨から、原則として教科書申込み時期に在籍している学校が、その児童・生徒の教科書を発注し、配布しております。従いまして、申込時期に当校に在籍していない児童・生徒分の教科書を当校では配布できません。

教科書の申込み時期（当校の場合）

新年度の教科書：前年度10月、小学校後期（下巻）の教科書：5月

転入生の教科書については、下記要領で保護者の方で手続きをしていただき、教科書を入手していただいております。

なお新しい教科書が入手できるまでは、当校の貸出用教科書をお渡ししております。何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

【1、日本から転入の場合】

基本的に、出国前に日本で教科書を受け取ります。

通学している日本の学校から「転学児童・生徒教科用図書給与証明書」を発行してもらい、海外教育子女振興財団に申請し、入手してください。具体的な申請方法は財団のホームページ（<http://www.joes.or.jp/>）でご確認下さい。

【2、他国の日本人学校・補習校から転入の場合】

他国の日本人学校等で教科書無償給与申請を行っているはずですので、前所属学校等に送付依頼をし、入手して下さい。

【3、当地日本人学校から当地補習校へ転入する場合】

日本人学校で教科書無償配布申請を行っているはずですので、日本人学校から教科書を入手して下さい。

【 4、日本からの出国前に教科書を受領できなかった、あるいは無償教科書申請締切に間に合わなかった、またはその他の理由で教科書がない場合】

在留置管轄の在外公館（在ホーチミン日本国総領事館）にて無償教科書申請手続きを行い、教科書を入手して下さい。

領事館へ手続きに行かれる際は、領事館指定の申請書、当該児童の旅券、及び領事館に出頭する保護者の旅券をご持参下さい。なお、教科書自体は無償配布となりますが、財団への手数料及び送料は自己負担です。手数料は領事館でご確認下さい。

以上